

電力卸供給入札募集要綱(案)について

平成26年6月24日
東北電力株式会社

- 当社は、安価な火力電源を安定的に確保するため、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(以下「火力入札GL」)に基づき、自社応札を前提とした入札募集を行うことといたしました。
- その実施にあたり、火力入札GLに則り当社が作成した「平成26年度電力卸供給入札募集要綱(案)」(以下「入札募集要綱(案)【見直し前】」)に対する提案募集(RFC(Request For Comments))を行い、いただいたご提案に対し6月6日に当社の回答を公表するとともに、ご提案を一部反映した要綱(案)(以下「入札募集要綱(案)【見直し後】」)を策定いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて、入札募集要綱(案)【見直し後】と火力入札GLとの適合についてご確認をお願いいたします。

(これまでの経緯)

平成26年3月27日	• 平成26年度供給計画の届出 • 入札募集の実施を公表 • 当社ホームページに火力電源入札専用サイトを開設 (http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/nyusatu.htm)
平成26年4月10日	• 入札募集要綱(案)【見直し前】の公表 • 入札募集要綱(案)【見直し前】に関する事前説明会開催(参加者数:約40社・60名)
平成26年4月10日 ～5月9日	• 入札募集要綱(案)【見直し前】に対する提案募集(RFC) ※6社から合計で49件のご提案等

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要について

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要①

3

■ 以下の「入札募集要綱(案)【見直し前】」について、RFCにより広くご提案を募集

(1) 主な募集条件の概要

	募集電源1	募集電源2
供給開始時期	平成32年6月～平成34年6月	平成35年6月～平成36年6月
募集規模	60万kW	60万kW
年間契約基準利用率	70%～80%	40%～50%
主な応札条件	(1) 価格条件 入札価格に二酸化炭素対策コスト・近接性評価を加減算した判定価格が上限価格(当社の応札価格)以下となること ※当社は自社応札を予定しているため、上限価格は非公表	
	(2) 契約供給期間 原則15年間(10～20年間の範囲で1年単位で任意に設定)	
	(3) 技術的信頼性 技術的信頼性(発電実績を有する、あるいは、発電実績を有する者の技術的支援を受ける等)が確保されていること	
	(4) 利用率変動許容性 年間利用率が年間通告利用率から±10%まで調整可能であること	
	(5) 遵守すべき基準 電気事業法、計量法等の発電事業に関連する諸法令、技術基準等を遵守	
	(6) 系統アクセス 受電側接続検討終了後に系統連系に関する暫定申込みが必要 ※受電側接続検討には、3ヶ月程度必要	

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要②

4

(1) 主な募集条件の概要 つづき

評価方法

【順位の決定】

- 価格要素に加え、再生可能エネルギー導入を進めるため、需給変動対応および計画の確実性に関連する非価格要素を考慮
- 価格要素と非価格要素の比率は、募集電源1は84:16、募集電源2は80:20となるよう価格点および非価格点を設定
- 価格点と非価格点の合計の最大が100点となるように評価し、順位を決定

【価格点の設定《当社の系統に連系する場合》】

評価価格(円/kWh) = 判定価格 + 電源線等以外工事費単価(一般負担分)

$$\text{価格点} = \frac{\text{応札者の中で最安値となる評価価格}}{\text{評価価格}}$$

《募集電源1の場合》
× 84
《募集電源2の場合》
× 80

【非価格点の設定】

非価格要素として考慮する項目	募集電源1	募集電源2
直前の通告変更に対応できるもの※	6または4	6または4
日間起動停止が可能なもの	非考慮	4
周波数調整に参加するもの	3	3
利用率変動許容性±15%まで許容するもの	3	3
用地確保済みのもの	2	2
燃料調達の具体的計画を有しているもの	2	2
合 計 (最大)	16	20

※通告変更が当日まで可能な場合は6点、前日まで可能な場合は4点

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要③

5

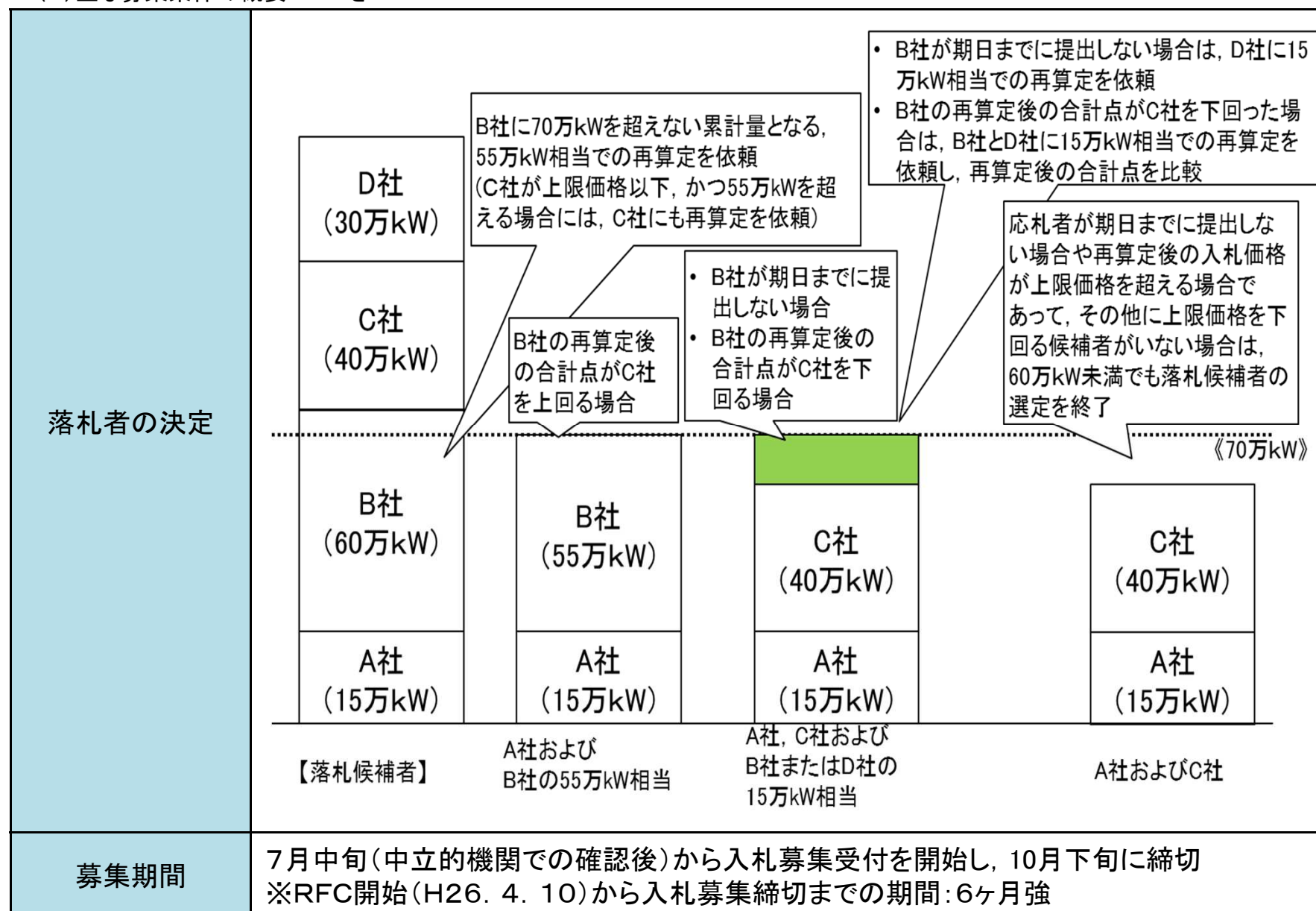
(1) 主な募集条件の概要 つづき

評価方法	【同点となった場合の順位の決定方法】 • 価格点と非価格点の合計点が同点となった場合は、以下の項目順に評価することで順位を決定 ① 当社への供給開始が早いもの ② 環境枠ありのもの、あるいは、自治体同意済みのもの ③ ①、②を考慮してもなお、順位が決定しない場合は、需給変動対応および計画の確実性等を総合的に判断し、順位を決定
落札者の決定	募集電源1および2とも、順位が上位のものから夏季出力を累計し、募集規模60万kWに達する応札者までを落札候補者として選定。 ただし、60万kWに達する最後の応札者までの夏季出力の累計量が70万kWを超える場合、次のとおり落札候補者を選定 (1) 当社より60万kWに達する最後の応札者に対し、夏季出力の累計量が70万kWとなる必要量の入札価格の再算定および非価格要素の再検討を依頼 (2) 再算定後の入札価格および非価格要素の再検討結果にもとづき改めて合計点を算定し、当該応札者の次の順位となる応札者の合計点と比較し、合計点が高い応札者を落札候補者に選定 ※当該応札者の次の順位となる応札者が上限価格以下、かつ夏季出力の累計量が70万kWとなる必要量を超える場合には、同様に再算定・再検討を依頼 (3) 当社の指定する期日までに再算定後の入札価格等を提出しない場合や再算定後の入札価格が上限価格を超える場合は、当該応札者の次の順位となる応札者を対象として落札候補者を選定 (4) (1)～(3)の選定方法にもとづき、60万kWに達する最後の応札者までの夏季出力の累計量が70万kW以内となるまで落札候補者の選定を実施

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要④

6

(1) 主な募集条件の概要 つづき



1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要⑤

7

(2)運用に関する事項の概要

受給料金 (二部料金制)		- 基本料金 : 資本費と運転維持費の合計 資本費 … 入札時の年度別の費用で固定(年額を12で除した金額を毎月支払い) ※電源線等工事費について状況変化(他の応札者と競合する場合など)による再算定を行った場合, 確定精算を行った場合はそれぞれ調整, 精算後の工事費にもとづき置き換え 運転維持費 … 入札時の年度別費用を基本とし, 平成25年度の指標と当該年度の指標との変動率により, 年度ごとに調整 - 電力量料金 : 燃料本体費と燃料関係諸経費の合計 燃料本体費 … 入札時に前提としたCIF価格と当該月に適用するCIF価格との変動率により, 月ごとに調整 燃料関係諸経費 … 平成25年度の指標と当該年度の指標との変動率により, 年度ごとに調整
ペナルティ 制度	発電 余剰	通告電力量(発電計画値)を超過した場合, 超過分に適用する電力量料金単価を半減 ただし, 契約最大電力の3%(バンド幅)以内の超過電力量については免責
	発電 未達	通告電力量に対し未達が生じた場合, 未達電力量に対し「基本料金年額÷年間通告電力量×1.5」を乗じた額を, 当該月の基本料金から割戻 ただし, 契約最大電力の3%(バンド幅)以内の未達電力量については免責

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要⑥

8

(2)運用に関する事項の概要 つづき

ペナルティ 制度	事故	①停電割戻 : 運転中の事故等により, 発電の全部または一部を停止した場合は, 発生から2時間の停電電力量に対し「基本料金年額÷年間通告電力量×1.5」を乗じた額を, 当該月の基本料金から割戻 ②超過停止割戻 : 運転中の事故等により, 発電の全部または一部を停止した場合, 停止した時間における通告電力量と実績受給電力量との差を停止電力量として累積※ 停止電力量の年間累積値が年間許容枠(年間通告電力量の3%)を超える場合, その超過する電力量に対し「基本料金年額÷年間通告電力量×1」を乗じた額を割り戻すこととし, 年度末の基本料金にて精算 ※天変地異等やむを得ない場合は免責。ただし, 耐震設計で想定している一般的な地震動および津波対策で想定している頻度の高い津波による停止は免責の対象外とし停止電力量として累積 また, 耐震設計で想定している高レベルの地震動および津波対策で想定している最大クラスの津波に起因する事故等については原則被災日から12ヶ月間を免責期間とし, 12ヶ月を超えた期間は停止電力量に累積(復旧することを前提に協議を実施)
通告運用		原則として, 年度ごとに当社へ供給可能な電力量(年間供給可能電力量)にもとづき, 通告計画ならびに年間通告電力量を設定 年間供給可能電力量は, 停止計画および標準的なパターンを参考に, 需給状況等を踏まえ, 年間契約基準電力量を大きく逸脱しない範囲で設定 電力需給状況, 電力設備状況および電源の経済性等を考慮し必要な場合は, 年間供給可能電力量から以下の電力量を減じた範囲内で年間通告電力量を設定 募集電源1 : 契約最大電力 × 8,760時間 × 20% に相当する電力量 募集電源2 : 契約最大電力 × 8,760時間 × 10% に相当する電力量

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要⑦

9

(2)運用に関する事項の概要 つづき

通告変更	電力需給状況、電力設備状況および電源の経済性等その他の事情がある場合、年間通告電力量より契約最大電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を加減算した範囲内で、当社は年度当初と異なる通告が可能※¹ ※¹ 非価格要素である「利用率変動許容性を±15%まで許容する」ことを選択した場合は、年間通告電力量から、契約最大電力に8,760時間に乗じた値の15%に相当する電力量を加減算した値の範囲内で年度当初と異なる通告が可能 通告変更を行う期限は、原則、以下のとおり※² 募集電源1：平日で週間計画通告期限の前日 募集電源2：平日で実受給日の2日前 ※² 非価格要素である「直前の通告変更に対応できる」ことを選択した場合は、原則、以下のとおり 当日まで可能な場合：実受給の1時間前 前日まで可能な場合：前日の正午
年間未達通告補償	当社の電力需給状況等の理由により通告変更した場合の通告電力量の年間合計値が、当該時間帯における通告計画にもとづく電力量の年間合計値を下回り、その差が利用率変動許容性を超えた場合、その未達電力量に電力量料金単価を乗じた金額を年度末月に電力量料金にあわせて支払い※ ※天変地異等やむを得ない場合は免責

1. 入札募集要綱(案)【見直し前】の概要⑧

10

(2)運用に関する事項の概要 つづき

余力活用	当社が契約最大電力に相当する電力量を下回る通告を行う場合、落札者はその差分について余力活用が可能 ※余力活用時に当社の通告電力に未達が生じた場合で、その未達の発生事由が落札者の故意または過失であることが判明した場合、未達に相当する電力量を余力活用補償電力量とし、これに基本料金単価の3倍を乗じた金額を当該月の基本料金から割戻
------	--

(3)契約に関する概要

契約保証金	契約履行の担保のため、契約保証金(契約最大電力1kWあたり5,000円)の預託、または金融機関発行の保証書等の提出を受ける
供給開始年月の変更	供給開始年月は、原則12ヶ月を限度に、供給開始繰り延べ1日ごとに契約最大電力に13.70円/kWを乗じた補償を相手方を行うことにより繰延可能(13.70円=5,000円/kW÷365日) 免責事由：①天変地異等やむを得ない事由による場合 ②落札者の責めとならない地域事情等の事由で発電所の建設が遅延した場合で、契約締結後1年以内に申し出した場合 ③当社の責めとならない用地事情等の事由で系統アクセス設備の建設が遅延した場合で、契約締結後1年以内に申し出した場合

(3) 契約に関する概要 つづき

契約の解約	やむを得ない事由が生じた場合、以下の補償を行い契約の解約が可能 《供給開始前（逸失利益は対象外）》 落札者が申し出た場合、契約保証金に相当する金額および系統アクセス工事に要した費用の実費を補償 当社が申し出た場合、解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償 ただし、天変地異等の場合は補償を免責(供給開始年月の変更の免責条件に同じ) 《供給開始後（逸失利益も対象）》 落札者が申し出た場合、精算額、逸失利益(残存契約期間が7年を超える場合は解約時点から7年間分を上限)、系統アクセス設備の残存価額および撤去費用を補償 ただし、落札者の責めとならない場合は逸失利益の補償は適用しない 当社が申し出た場合、解約によって通常生ずべき落札者の損失(逸失利益を含む)を補償 ※原則として7年前までに相手方に申し出が必要
契約の解除	いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合、その相手方が契約履行の催告を行い、催告後、30日を経過しても契約履行がなされない場合、契約の解除が可能 この場合、その責めに帰すべき者が相手方に対し、契約の解約に準じた補償を実施
契約供給期間満了後の扱い	いずれか一方が、契約供給期間満了日の3年前までに期間の延長を申し出た場合、その相手方は契約延長の協議に応じる 契約供給期間満了後は、当社への売電のほか、契約の全部または一部を当社以外に販売することが可能

2. RFCでいただいたご提案の概要と 当社の考え方(ご回答)

2-1. RFCでいただいたご提案の概要

13

- いただいたご提案の主なテーマ・概要は下表のとおり。(参考資料4 RFCでいただいたご提案と当社の回答)
- 次頁以降で、主なご提案の中から、火力入札GLに係るものを中心に抽出し、当社の考え(回答)をまとめましたので、火力入札GLへの適合性の観点からご確認をお願いいたします。

テーマ		主なご提案(論点)	件数
(1) 価格	上限価格	・上限価格および算定方法の公表 ・自社応札分の系統アクセス工事の算定根拠の明示	4件
	入札価格	・二酸化炭素対策の評価方法の拡大	1件
	評価	・系統アクセス工事費の再算定結果の合理的説明 ・非価格要素の追加, 削除 ・落札候補者の選定における入札価格の再算定期間延長	6件
(2) スケジュール・入札条件		・入札募集期間の延長, 契約供給期間の拡大 ・利用率の設定や変動幅の見直し	9件
(3) 環境アセスメント		・環境アセスメントに起因する解約時の補償免責	1件
(4) 運用		・出力変化部分の所要時間の協議による設定	1件
(5) 契約条件	エスカレーション	・燃料費等に係わる指標の追加・見直し, 資本費等へのエスカレーション適用	6件
	被災復旧・運開繰延	・被災からの復旧における免責の限度となる期間(12ヶ月)の削除 ・運開繰り延べの限度となる期間(12ヶ月)の削除	5件
	その他	・利用率低下補正, 停電停止, 解約の取り扱いに関するご提案など	10件
(6) その他		・入札様式記入の考え方や契約書の形態へのご質問, ご提案など	6件
ご提案等総数			49件

○価格に関するご提案(上限価格)

- RFCでは、上限価格および算定方法の公表、自社応札分の系統アクセス工事の算定根拠明示についてご提案をいただきました。
- 当社としては、上限価格は自社応札価格とするため、公表しないこととしています。また、入札価格の算定は、他の応札者さまと同様の方法により含まれるべき費用項目を包含し適正に算定することが前提と考えております。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
上限 価格	(自社応札する場合) 落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。落札価格が電気料金算定上の適正な原価とみなされることから、ここで設定される上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある(この場合、事前に上限価格を公表することは要しない)。 [p.8]	・入札価格をもとに算定した判定価格が上限価格以下となること。 ・当社は自社応札を予定しているため、当社の自社応札価格を上限価格とし、上限価格の公表はしない。 [4章(1)]	・上限価格は、公平性・プロジェクト可否の判断に用いる解約補償金の算定等のため、算定根拠を含め公表すべき。 [計2件: No5,6] ・上限価格には既存設備にかかわるコストを含めるべき。 [計1件: No7]	・火力電源入札WGにて上限価格を明らかにしたうえで審査いただくこととなります。解約補償金の算定のために、落札者さまに対しては契約協議の過程において開示いたします。 ・上限価格は、他の応札者さまと同様、各々の判断に基づき設定されるものと考えております。
		・系統アクセス設備の建設に必要な工期が確保できること。 [4章(6)]	・系統アクセス工事に関する事項は、自社応札分についても受電側接続検討の回答によるものであることを明示・確認すべき。 [計1件: No14]	・自社、他社を問わず、系統アクセス工事の内容は受電側接続検討の回答によるものであることを確認いたします。

○価格に関するご提案(入札価格)

- 入札価格については、二酸化炭素対策の評価方法に関するご提案をいただきました。
- 当社としては、二酸化炭素対策コストは判定価格の算定の過程において価格評価しており、非価格要素での評価はしないことといたしました。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
CO2 対策 コスト	⑤環境特性 次のいずれかにより評価することとする。 (イ)入札実施会社が自社の最終的な排出係数の調整を行うことを前提に、入札実施会社の全電源CO2排出原単位への影響を価格評価。 (ロ)発電事業者側でCO2クレジット調達すること等により、排出係数を調整した上で応札し、そのための費用は「電源の入札価格」に算入。 [p.12]	・当社または落札者にて、入札電源の二酸化炭素排出係数を当社が指定する基準排出係数に調整する。 ・当社が調整する場合、評価過程において調整コストを入札価格に加算し価格評価。 ・応札者が調整する場合、調整コストを入札価格に含めることで価格評価。 [5章(1)d]	・CO2対策について、炭素クレジット調達ではなく自社プラントでの削減など自前で行う場合、非価格要素として加点すべき。 [計1件: No16]	・判定価格を算定する際に、「当社が指定する二酸化炭素排出係数の基準値に対して調整する」との考え方により、そのコストを価格評価しているため、非価格要素での評価はいたしません。

○価格に関するご提案(評価)

- 入札価格の評価については、系統アクセス工事費の再算定結果の合理的説明、非価格要素の追加削除、落札候補者の選定における入札価格の再算定期間延長に関するご提案をいただきました。
- 系統アクセス工事費については、再算定結果を対象の応札者さまにお知らせいたします。
- 非価格要素については、当社が重要と考えている需給変動対応および計画の確実性に関し必要な項目を設定したものであり、原案のとおりとさせていただきます。
- 落札候補者の選定における入札価格の再算定期間については、今回いただいたご提案を踏まえ、期間を2週間から1ヶ月間に見直しさせていただくことといたしました。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
電源線等工事費	②系統アクセスコスト(特定負担分について)応札締切後に状況変化が生じた場合には、中立的機関に対してその理由を明らかにした上で、事前に行う接続検討により算定された電源線の敷設費用等の額と異なる額を算定し、これを「①電源の入札価格」に反映することも可能とする。 [p.12]	・他の応札者と競合する場合等に、電源線等工事費(特定負担分)および電源線等以外工事費(一般負担分)の均等化年経費の再算定の必要有無を確認し、再算定が必要な場合、入札価格を調整する。 [7章(1)]	・入札価格を調整する場合、入札プロセスの透明性確保のため、再算定が必要となった背景や入札価格への影響等について、応札者へ合理的な説明をすべき。 [計1件: No22]	・再算定結果も含め火力電源入札WGにて評価いただくことから、入札プロセスの透明性は確保されるものと考えております。 再算定結果については、落札者決定後に再算定の対象となる応札者さまにお知らせします。

2-2. 主なご提案ならびに当社回答④

17

○価格に関するご提案(評価) つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
非価格要素	(ii) 非価格要素については、一例を示すと以下のとおり。 ①運開時期の調整 ②需給運用の弾力性 ③通告変更期限の弾力性 ④利用率変動許容性 ⑤用地確保等の確実性 ⑥燃料調達の確実性 ⑦事業継続の確実性 [p.13]	・需給変動対応および計画の確実性に資する項目を非価格要素として設定。 ①直前通変に対応可能 ②周波数調整に参加 ③利用率変動許容性を±15%まで許容 ④用地確保済み ⑤燃料調達の具体的計画を有する ⑥日間起動停止が可能 ※⑥は募集電源2のみ [7章(2)(3)]	・非価格要素「周波数調整に参加」は削除し、電力システム改革の制度設計が示された後に協議にて決定とすべき。 ・非価格要素「燃料調達の具体的計画を有する」は定義が抽象的なうえ、最大30%の利用率変動に対応するための柔軟な燃料調達と整合が取り難いため、削除すべき。 [計1件 : No23]	・非価格要素は、経年火力の計画的な代替に向け、当社が重要と考える項目を設定しております。 「周波数調整に参加」については、経年火力が現在担っている需給変動対応電源としての機能が今後も必要であることから設定しております。 「燃料調達の具体的計画を有しているもの」に関しては、提出様式の様式3および様式20により確認いたします。なお、契約が未締結など入手方法が確定していない場合等は、契約の具体的見通しを記載いただくことで確認いたします。
			・「自治体同意済み」については同点の場合に加味するとあるが、電気事業の公益性や影響度の観点から必須項目とすべき。 [計1件 : No24]	・「自治体同意済み」は発電所の建設にあたり必要な項目と考えておりますが、応札にあたり満たすべき条件とした場合、応札可能な事業者が限定されてしまうため、必須項目とはいたしません。

2-2. 主なご提案ならびに当社回答⑤

18

○価格に関するご提案(評価) つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答 (ご提案一部反映)
非 価 格 要 素	(ii) 非価格要素については、一例を示すと以下のとおり。 ①運開時期の調整 ②需給運用の弾力性 ③通告変更期限の弾力性 ④利用率変動許容性 ⑤用地確保等の確実性 ⑥燃料調達の確実性 ⑦事業継続の確実性 [p.13]	・需給変動対応および計画の確実性に資する項目を非価格要素として設定。 ①直前通変に対応可能 ②周波数調整に参加 ③利用率変動許容性を±15%まで許容 ④用地確保済み ⑤燃料調達の具体的計画を有する ⑥日間起動停止が可能 ※⑥は募集電源2のみ [7章(2)(3)]	・地球温暖化対策に資するため、新技術の採用による燃料消費量、CO2排出量の低減効果を非価格要素として評価すべき。 [計1件: No25]	・判定価格を算定する際、「当社が指定する二酸化炭素排出係数の基準値に対して調整する」との考え方により、そのコストを価格評価をしているため、非価格要素での評価はいたしません。
			・「電源の短い起動時間」「高い負荷変化率」を非価格要素として評価すべき。 [計1件: No26]	・当社として必要な需給変動対応に関する評価項目は入札募集要綱(案)に具体的に提示しており、ご提案項目については非価格要素といたしません。
落札候補者選定	当落線上の電源の扱いについては、入札実施会社を選択する手法により決定することとする。また、選択する手法は、入札要綱において明確化することが適切である。[p.13]	・夏季出力の累計量が70万kWを超える場合、入札価格の再算定および非価格要素の再検討を依頼。再算定後の提出書類は、原則として再算定を依頼した日から2週間以内に提出。 [7章(4)]	・数百億円オーダーの投資内容の変更を2週間で判断するのは困難であるため、再算定期間は入札募集期間相当とすべき。 [計1件: No27]	・ <u>ご提案を踏まえ、再算定期間については、会社として判断する期間を考慮し「依頼した日から2週間を原則」を「依頼した日から1ヶ月を原則」に変更し、入札募集要綱(案)を修正することといたします。</u>

○スケジュール・入札条件に関するご提案

- 入札募集期間の延長のご提案については、電気事業法ならびに火力入札GLを踏まえ設定しておりますので、見直しは行なわないこととさせていただきます。
- 入札条件については、利用率の設定や変動幅、大規模災害（高レベル地震動や最大クラスの津波）時の復旧期間に関するご提案をいただきました。
- 需要変動対応や経済運用には、利用率変動の一定の自由度を確保することが必要と考えており、また復旧期間については、東日本大震災の経験も踏まえ設定しており、見直しは行わないこととさせていただきます。
- その他、募集電源種別、契約供給期間についてもご提案をいただきましたが、原案通りとさせていただきます。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
募集期間	募集期間については、発電事業者側に十分な事業検討期間が確保される必要があることから、適切な期間を取ることが必要である（入札要綱に対する提案募集を実施する期間を含め、概ね6ヶ月程度が目安となる）。 [p.6]	RFC開始：H26.4.10 入札開始：H26.7中旬 入札締切：H26.10下旬 [1章] ※RFC募集期間を含め 6ヵ月強 ^(注) (注)入札開始時期は火力電源入札WGを経て、募集要綱が確定した後となるため、変更となる可能性あり。	・入札募集期間について、要綱確定後3ヶ月強では検討期間として短すぎるため延長すべき。 [計1件：No2]	・入札募集期間は、電気事業法施行規則（第30条第1項第1号「募集期間が三月以上」）に基づき設定しています。 なお、入札募集要綱(案)の公表から検討開始いただければ6ヵ月程度の期間が確保いただけるものと考えております。
		・受電側接続検討結果は、原則として3ヶ月以内に回答。検討期間が3ヶ月を超える場合は、その理由および検討状況を説明。 [8章(3)]	・受電側接続検討の検討期間が3ヶ月を超え、入札募集締切を経過した場合、募集締切を延長すべき。 [計1件：No28]	・受電側接続検討の期間は原則3ヶ月であることから、応札締切に間に合うよう可能な限り早めのお申込みをお願いいたします。

2-2. 主なご提案ならびに当社回答⑦

20

○スケジュール・入札条件に関するご提案 つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
募集 電源	電力供給の効率化という観点からは、電源種別の指定をすることにより供給コストが増加することは望ましくなく、電源種別はあくまでも経済合理性に基づいて選択されるべきである。 [p.7]	・記載なし	・募集電源について、燃料種別を特定すべき。 [計1件 :No3]	・電源種別は、火力入札GLにおいて経済合理性に基づき選択されるべきとされており、燃料種別の特定は認められておりません。
契約 供給 期間	供給期間は15年間を原則としつつ、応札者の希望があれば15年未満又は15年を超える期間の応札も可能とする。なお、供給期間の異なる電源の評価において公平性、透明性を担保する観点から、評価の方法を事前に公表することが適当である。 [p.8]	・契約供給期間は、原則として15年とするが、10～20年の範囲で選択可能。 [4章(2)] ・契約供給期間の違いによる入札価格の補正は行わない。 [7章(1)]	・契約供給期間は10～20年の範囲で選択可能だが、更なる長期契約も可能とすべき。 ・選択した供給期間で評価が変わらないことを確認したい。 [計1件: No8]	・契約供給期間の更なる長期化は考えておりませんが、供給期間満了後は契約延長の協議を可能としております。 ・入札募集要綱(案)において、供給期間の違いによる入札価格の補正は行わないこととしております。

2-2. 主なご提案ならびに当社回答⑧

21

○スケジュール・入札条件に関するご提案 つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
利用率変動許容性	応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものである。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である。 [p.9]	・年間利用率は年間通告利用率から±10%まで調整可能であることとする。 [4章(4)]	・最大30%の利用率変動に対応する場合、燃料使用量の変動が燃料調達に支障をきたすこと、起動停止回数増加によりガスタービン設備の寿命を消費することから、協議によって合意した場合のみの対応とすべき。 [計1件: No9]	・将来的に需要変動などがあっても、低廉な電気料金実現のため当社供給力の最経済運用を実現する必要がある、年間通告利用率を変動する自由度を確保させていただくことで考えております。 また、利用率変動許容性の±10%については、火力入札GLにも応札の最低条件として記載されております。
遵守すべき基準		・設置される発電設備は、発電事業に関連する諸法令を遵守する。 ・高レベル地震動、最大クラスの津波に対しては「設備の減災(早期復旧:12ヶ月)」を基本とする。 [4章(5)]	・JEAC3605, JEAG5003に準拠すれば、早期復旧(12ヶ月)を目安とする減災が可能となるという判断でよい。 ・東日本大震災において被災した発電所には、復旧に1年以上要した発電所もあることから、早期復旧期間の12ヶ月については再検討すべき。 ・入札後に公的な基準が見直された場合の扱いを明示すべき。 [計4件: No10~13]	・入札募集要綱(案)に記載の規程等に基づき対策を図ること、高レベル地震動および最大クラスの津波でも減災可能と考えます。復旧期間の12ヶ月は、東日本大震災の経験も踏まえ設定していることから、原案通りとさせていただきます。 ・入札後に耐震設計や津波対策の基準の見直しが行なわれた場合は、その時点で協議させていただきます。

○環境アセスメントに関するご提案

- 環境アセスメントの結果、京都議定書目標達成計画（後継計画も含む）との整合の観点から発電所の建設が認められない場合における解約補償の免責についてご質問をいただきました。
- 京都議定書目標達成計画の後継計画等が明らかになった以降において、ご質問のような事案が発生した場合には、その時点で協議させていただきたいと考えております。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
解約の 免責 事由	天変地異その他の、 落札者の責めとなら ない、客観的に見て 予測困難なやむを得 ないと判断できる事 由により、発電所建 設の見通しを立てる ことが事実上困難に なる場合は、上記の 契約保証金等の支 払いは免責又は軽減 されるべきである。 [p.10]	・当社または落札者のいず れか一方にやむを得ない 事由が生じた場合、契約の 解約が可能。 ・落札者が以下の事由によ り解約を申し出る場合、補 償は免責される。 ・天変地異等やむを得な い事由 ・落札者の責めとならない 地域事情等の事由によ り、発電所の建設の見 通しがたたずにやむを得 ず解約する場合で、解約 を申し出た時期が契約 締結後1年以内の場合。 [9章(13)]	・環境アセスメントの結 果、京都議定書目標達 成計画（後継計画も含 む）との整合が図られて いないとして発電所の 建設が認められない場 合、解約の補償は免責 されることでよいか。 [計1件：No41]	・「京都議定書目標達成 計画との整合」につい ては、当該計画の後継計 画等が現時点で明らか になっていないことから、 後継計画等が明らかにな ったうえで発電所の建 設が認められなかった場 合に協議させていただき たいと考えています。

○契約条件に関するご提案(エスカレーション)

- 受給料金のエスカレーションについては、燃料費等に係わる指標の追加、資本費等へのエスカレーション適用のご提案をいただきました。
- 当社としては、燃料費については同一条件のもとで評価する必要があることや、指標の追加は仕組みを複雑化させること、また資本費等に関する変動要素の入札価格への織り込み方法は応札者さまの判断に基づくものと考えていることから、エスカレーションの適用は行わないことといたします。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
エスカレーション (燃料費)	応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものである。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である。 [p.9]	・入札価格の算定において、運転維持費、燃料本体費、燃料関係諸経費に適用するエスカレーション率は0%とする。 ・受給開始後の料金は、次の指標の変動率による補正を行う。	・貿易統計以外の指標も使用できるようにすべき。 ・燃料本体費の調整において熱量補正を行うべき。 [計2件: No17,20]	・同一条件のもとで評価する必要があること、仕組みが複雑化すること、貿易統計は電気料金の燃料費調整制度の指標としても採用されている客観的指標であることから、貿易統計を採用しております。 ・貿易統計では単位あたり発熱量が公表されていないこと等から適切な補正は困難と考えます。
エスカレーション (資本費等)		・運転維持費 ・燃料関係諸経費 一人あたり雇用者報酬指数、企業物価指数、消費者物価指数、変動なし。 ・燃料本体費 貿易統計における石炭、原油、液化天然ガス [5章(1)]	・建設費、金利の変動について補正すべき。 ・入札時点と融資契約時点の基準金利の比を補正すべき。 ・灰処理費用等指標に反映されない項目の変動も受給料金に反映すべき。 [計4件: No18,19,32,33]	・入札価格は、変動要素に関する織り込み方法も含めて応札者さまの判断に基づき設定されるものと考えていることから、補正はいたしません。 ・灰処理方法は応札者さまの工夫や努力が求められる部分があるものと考えております。また、指標に反映されない項目の一般化は困難と考えております。

○契約条件に関するご提案(被災復旧・運開繰延)

- 運開繰り延べの限度として設定した期間や被災からの復旧における免責期間(12ヶ月)の削除について、ご提案をいただきました。
- 当該期間については、電力安定供給の責務達成の観点、また、被災からの復旧については東日本大震災での経験も踏まえて設定していることから、原案通りとさせていただきます。

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
超過 停止 割戻 料金	応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である。 [p.9]	・停止電力量の算定において、耐震設計で想定している高レベルの地震動および津波対策で想定している最大クラスの津波に起因する事故等の免責については、被災日から12ヶ月間を免責期間の基準とし、復旧することを前提に協議する。 [9章(7)]	・東日本大震災において被災した発電所には、復旧に1年以上を要した発電所もあることから、免責期間の上限の12ヶ月については削除すべき。 [計2件: No36,37]	・耐震設計、津波対策とも、入札募集要綱(案)に記載の規程等に基づき対策を図ることにより、想定した高レベル地震動および最大クラスの津波による被災の防災や減災が可能となること、当社が被災した東日本大震災での経験も踏まえ、機器調達期間等も考慮し設定していることから、原案通りとさせていただきます。

2-2. 主なご提案ならびに当社回答⑫

25

○契約条件に関するご提案(被災復旧・運開繰延) つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
供給開始繰り延べ	落札者が契約違反した場合(計画遅延等)や、契約を解消する場合に、その事由を勘案しつつ、一定のペナルティを課すことは、モラルハザードを防止する観点からも合理的である。 [p.10]	・「12ヶ月を超える繰り延べ」が判明した場合、『契約の解約』のやむをえない事由とする。 [9章(12)]	・東日本大震災において約2年間停止した発電所もあり、12ヶ月の規定は廃止、あるいは協議とすべき。 ・環境影響評価、地元自治体等との交渉に起因する繰り延べは補償を免責とすべき。	・今回の入札は経年火力の計画的な代替を行うために実施するため、供給開始遅延の限度や契約締結後の補償免責期間を12ヶ月としています。
	CO2に係る環境影響評価においては、「環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか(BAT)」、「京都議定書目標達成計画との整合が図られているか」について検討されている。 [p.11]	・以下の事由による場合は、補償を免責されるものとする。 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合。 [9章(13)]	・やむを得ず契約締結後1年以内に解約を申し出た場合は補償が免責となるが、地域事情等の事由は供給開始までの期間にわたり生じうるため、1年以内を削除して欲しい。 ・補償の免責事項として、「環境影響評価の結果、建設が認められない場合」、「BATの変更により建設が認められない場合」を追加して欲しい。 [計3件: No38~40]	・当社は入札GLに基づきBAT表への適合を求めています。BAT表が変更になった場合もその条件に適合していただく必要があるものと考えますが、詳細はその時点で協議させていただきます。また、「京都議定書目標達成計画との整合」については、後継計画等が明らかになったうえで発電所の建設が認められなかった場合に協議させていただきたいと考えております。

【参考】RFCでいただいたその他のご提案等
(火力入札GL対象外)

○運用に関するご提案

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
通告運用	該当無し	・出力変化(起動・停止を含む)の所要時間は落札者ごとに設定するが、起動部分を除き、原則として最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間程度を目安とする。 [9章(1)]	・最低出力の定義を明確化すべき。 ・所要時間は協議のうえ決定したい。また、協議により変更する場合は、超過停止電力量の算定方法も変更となるのか確認したい。 ・停止から起動部分までの所要時間はプラント、燃料種別の特性に応じ任意に設定可能か確認したい。 [計1件: No31]	・最低出力とは、停止から起動部分を除き、安定して運転可能な出力帯のうち最低値のこととしております。 ・所要時間は入札募集要綱(案)の範囲内で協議により決定いたします。超過停止電力量の算定は需給運用に係る影響の観点で設定しているため変更いたしません。 ・停止から起動部分は協議により設定いたします。

○契約条件に関するご提案(その他)

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
年間 契約 基準 電力量	該当無し	・年間契約基準電力量は、『(3)年間契約基準利用率』により応札者が選択した年間契約基準利用率にもとづく年間計画電力量とする。 [3章(4)]	・ガスタービンの外気温影響については、異常気象など事業者の責によらない場合は免責として欲しい。 [計1件: No4]	・年間計画時点で、年間契約基準電力量に影響を与える異常気象等を考慮することは現実的ではないと考えております。 なお、実受給段階での通告未達は、最大通告時に外気温度に起因して未達が生じた場合は通告未達割戻料金の対象外としております。
利用率 低下補 正	該当無し	・当社は運転停止や抑制等を行った後の年間通告電力量にもとづき、計画上の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、補正内容については落札者との協議により定める。 [9章(1)]	・入札者の予見性を高めるため利用率低下補正方法について、募集要綱で定める必要がある。 ・利用率低下補正の精算時点について資金繰りの観点からは、年度に1度精算ではなく、実績値に即して月次で精算が行われるべき。 [計2件: No29,30]	・補正の内容については落札者さまとの協議により定めることとしておりますが、補正内容は、プラントごとに異なり一般化が難しいため、個別協議と考えております。 ・計画における年間の利用率低下補正のため、年度に1度の協議が基本と考えております。

○契約条件に関するご提案(その他) つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
停電 割戻 料金	該当無し	・停電の事由が天変地異等やむを得ない事由による場合で、当社と協議のうえ当社が同意した場合は停電電力量の対象としない。 [9章(6)]	・天変地異であることを鑑み、「当社が同意した場合は」を削除して欲しい。 [計1件: No34]	・当社としては、当該事由が天変地異等やむを得ない事由に該当するかの確認を行う必要があると考えております。協議によりやむを得ない事由に該当すると判断した場合は、同意いたします。
超過 停止 割戻 料金	該当無し	・発電設備の点検あるいはその他必要な時にあらかじめ協議のうえ、送電の全部または一部の停止を行った場合、および発電設備の事故等により、あらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合、停止した時間における通告電力量と実績受給電力量との差を停止電力量とする。 [9章(7)]	・事故以外で送電停止を想定し得るケースを例示して欲しい。 ・「全部の停止」の定義、2系列のうち1系列の出力がゼロの場合の扱い、2系列の場合のバンド幅を教えて欲しい。 ・年度末月の基本料金で精算できない場合の扱いを教えて欲しい。 ・超過停止電力量の算定に用いる3%の根拠を教えて欲しい。 [計1件: No35]	・事故を未然に防ぐため、緊急的に停止や抑制を行った場合等を想定しております。 ・「全部の停止」とは当社への供給実績がゼロになることを指します。2系列の場合は、契約ごとの実績で判断いたします。 ・年度末月の基本料金で精算できない場合は、落札者さまから当社にお支払いいただきます。 ・日本電力調査委員会の火力発電所計画外停止率調査結果の2.5%を踏まえて設定しております。

○契約条件に関するご提案(その他) つづき

項目	火力 入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
契約 の解 約	該当無し	・当社または落札者のいずれか一方にやむを得ない事由が生じた場合、契約を解約できるものとする。 ・(供給開始前の解約で、補償が免責される場合) 以下の場合、預かっている契約保証金を返却。 ・落札者が解約を申し出た場合で、補償を免責される場合。 ・当社が解約を申し出た場合。 ・当社が申し出た場合は、解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償する。 [9章(13)]	・一方的な解約権の設定はファイナンス組成の観点から障害であり、少なくとも双方合意を前提として欲しい。 ・落札者が貴社に契約保証金を預託している場合、契約保証金が返却されるとの定めがあるが、当該記載に関して、契約保証金の返却の際に利息が付される旨、明記して欲しい。 ・「通常生ずべき落札者の損失」として以下の金融コストを含めて欲しい。 ・借入金等の解除等の時点における金融費用 ・株主資本累計額および期待利回り ・解除等に直接起因する追加費用等の損害 [計3件: No42,43,48]	・契約を廃止せざるを得ないやむを得ない事由による解約を規定しており、基本的に相手方も合意せざるを得ないと考えております。 ・標準契約書(案)のとおり、供給開始前に落札者さまが解約を申し出て補償を免責される場合、当社が解約を申し出た場合は、利息相当を付さないこととしています。なお、当社が解約を申し出た場合の保証金に対する金利は、落札者さまの実損に含めてのご請求を想定しています。 ・通常生ずべき損失の具体的な内容は落札者さまごとに事情が異なるため、一般化は困難であると考えております。 当社の申し出により解約となった場合の補償額については、その時点で因果関係を踏まえ、協議により定めるものといたします。

○契約条件に関するご提案(その他) つづき

項目	火力入札GL	入札募集要綱(案) 【見直し前】	ご提案	当社回答
連帯保証	該当無し	・当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が、電力卸供給を行うことを目的とした子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出いただく。 [11章(4)]	・契約保証金を納付するため連帯保証は不要とすべき。 ・参加形態により資金調達方法が変わりうるため、連帯保証は関係者のリスク分担の柔軟性が損なわれ、円滑な資金調達の弊害となる虞がある。 [計2件: No44,45]	・契約保証金は、供給開始時に返却いたします。 一方、IPP事業は長期継続的な「電力の安定供給」を担っていただくものであり、子会社または合併会社等を設立して事業を行う場合には、事業の継続性や安定性の観点から、出資者に連帯して保証いただくことが必要であると考えております。

3. RFCでいただいたご提案等を踏まえた 入札募集要綱(案)の見直しについて

3. 入札募集要綱(案)【見直し後】について

33

- RFCを通じてご提案をいただいた、落札候補者選定における入札価格の再算定期間の延長については、当該期間を2週間を1ヶ月に見直ししております。
- また、最新鋭の発電技術の商用化および開発状況(BATの参考表)の更新にともなう参照先の変更、中部電力(株)の振替供給に必要な料金および振替損失率の変更について、以下のとおり反映しております。

項目	入札募集要綱(案)【見直し前】	入札募集要綱(案)【見直し後】
[p58] 7.(4) 落札候補者の選定	当社が指定する期日とは、依頼した日から2週間を原則とし、具体的な日時は依頼する際に公証人立会のもと書面でお伝えします。 [ご提案 計1件: No27]	<u>当社が指定する期日とは、依頼した日から1ヶ月を原則とし、具体的な日時は依頼する際に公証人立会のもと書面でお伝えします。</u>
[p14]4.(5) 遵守すべき基準	http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20/20130426003/20130426003-4.pdf [ご提案以外]	<u>http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/bat_sankouhyou/bat_20140501.pdf</u> ※平成26年5月1日にBATの参考表が更新されておりますので、入札募集要綱(案)p.14の参照先についても更新させていただきます。
[p109]別紙1 振替供給に必要な料金および振替損失	入札募集要綱(案)p.109(別紙1) [ご提案以外]	※中部電力(株)の振替供給に必要な料金および振替損失率が平成26年5月1日に変更となっておりますので、別紙のとおり更新させていただきます。

3. 入札募集要綱(案)【見直し後】について(別紙)

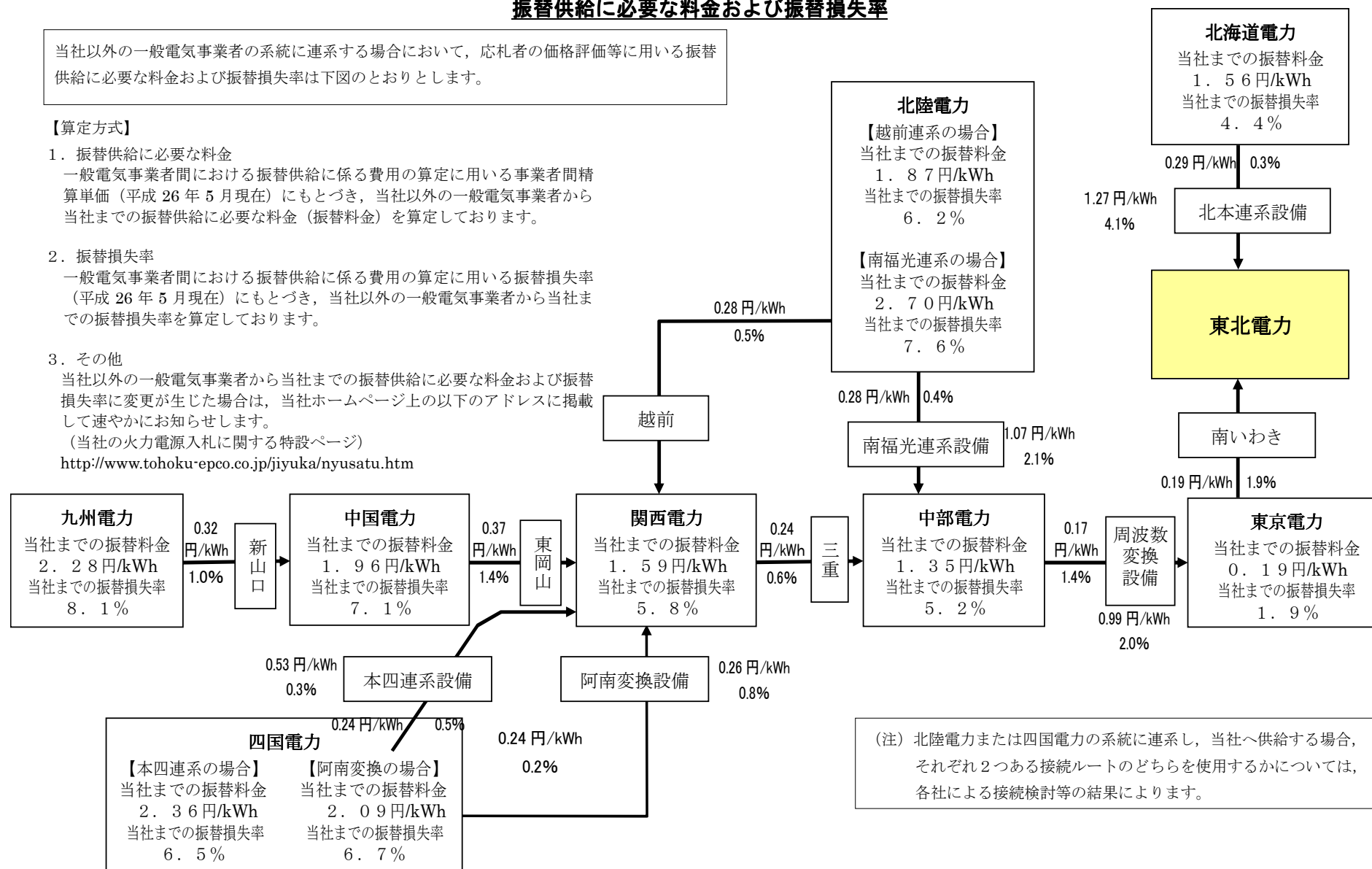
34

振替供給に必要な料金および振替損失率

当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合において、応札者の価格評価等に用いる振替供給に必要な料金および振替損失率は下図のとおりとします。

【算定方式】

- 振替供給に必要な料金
一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に用いる事業者間精算単価（平成 26 年 5 月現在）にもとづき、当社以外の一般電気事業者から当社までの振替供給に必要な料金（振替料金）を算定しております。
- 振替損失率
一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に用いる振替損失率（平成 26 年 5 月現在）にもとづき、当社以外の一般電気事業者から当社までの振替損失率を算定しております。
- その他
当社以外の一般電気事業者から当社までの振替供給に必要な料金および振替損失率に変更が生じた場合は、当社ホームページ上の以下のアドレスに掲載して速やかにお知らせします。
(当社の火力電源入札に関する特設ページ)
<http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/nyusatu.htm>



参 考

■入札募集要綱(案)において規定している判定価格および評価価格の概要は以下のとおりです。

(1) 判定価格

入札価格は電源対応とし、これに応札者があらかじめ知ることのできる二酸化炭素対策コストおよび需要地近接性評価を加算・減算した判定価格が上限価格(非公表、当社の応札価格)以下となることとします。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{上限価格} & = & \text{発電単価} + \text{電源線等工事費単価} \pm \text{二酸化炭素対策コスト単価} \\
 \text{(当社応札価格)} & & \text{(特定負担分)} \\
 \text{(円/kWh)} & & \\
 \downarrow & & \\
 \text{比較} & & \\
 \uparrow & & \\
 \text{判定価格} & = & \frac{\text{入札価格} \pm \text{二酸化炭素対策コスト単価}^{\ast 1} - \text{需要地近接性評価}^{\ast 2}}{(1 - \text{事業税率}^{\ast 3})} \\
 \text{(円/kWh)} & &
 \end{array}$$

※1 当社が二酸化炭素排出係数の調整を行う場合。

※2 山形県に発電設備が立地する場合に0.19円/kWhを差し引きます。

※3 事業税率は、1.283%とします。

(2) 評価価格

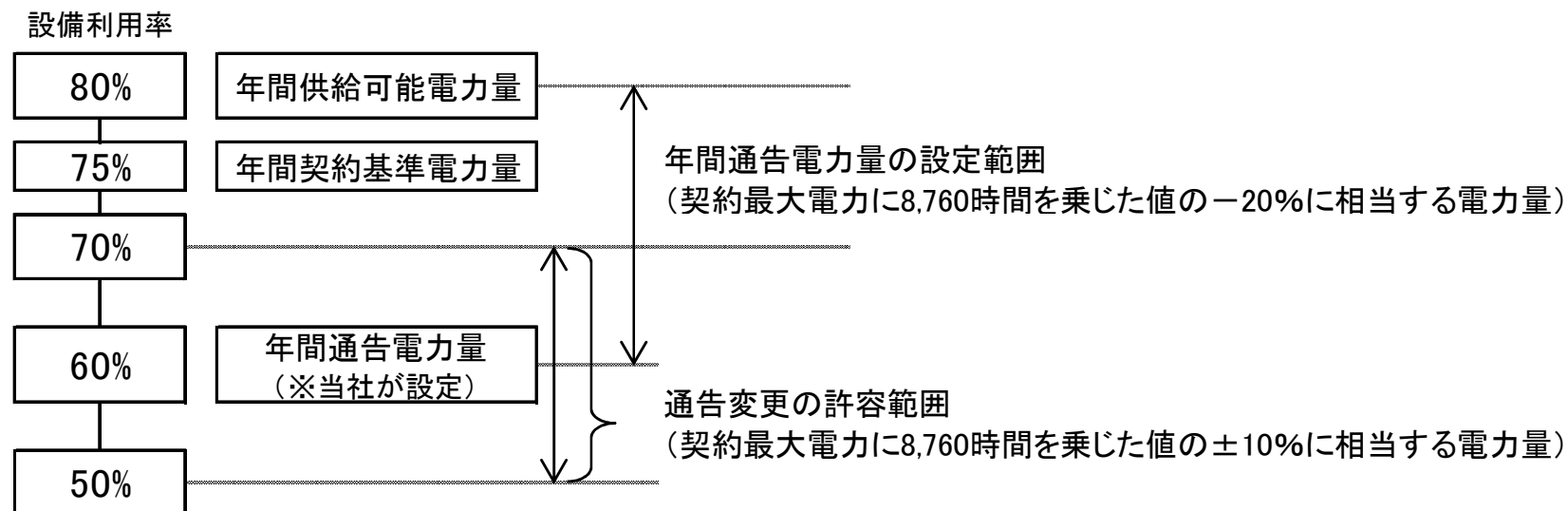
以下の算式(当社エリア内の場合)で評価価格を算定します。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{評価価格} & = & \text{判定価格} + \text{電源線等以外工事費単価} \\
 \text{(円/kWh)} & & \text{(一般負担分)}
 \end{array}$$

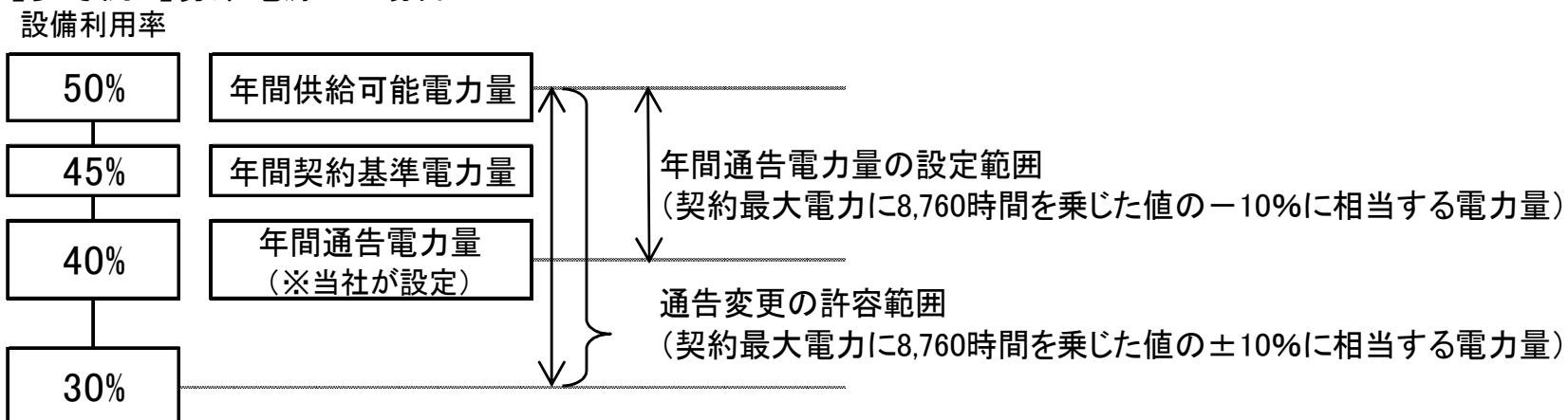
※当社エリア外の場合、振替供給に伴う料金、損失率を加味します。

■ 入札募集要綱(案)および標準契約書(案)において規定している当社通告の範囲は以下のとおりです。

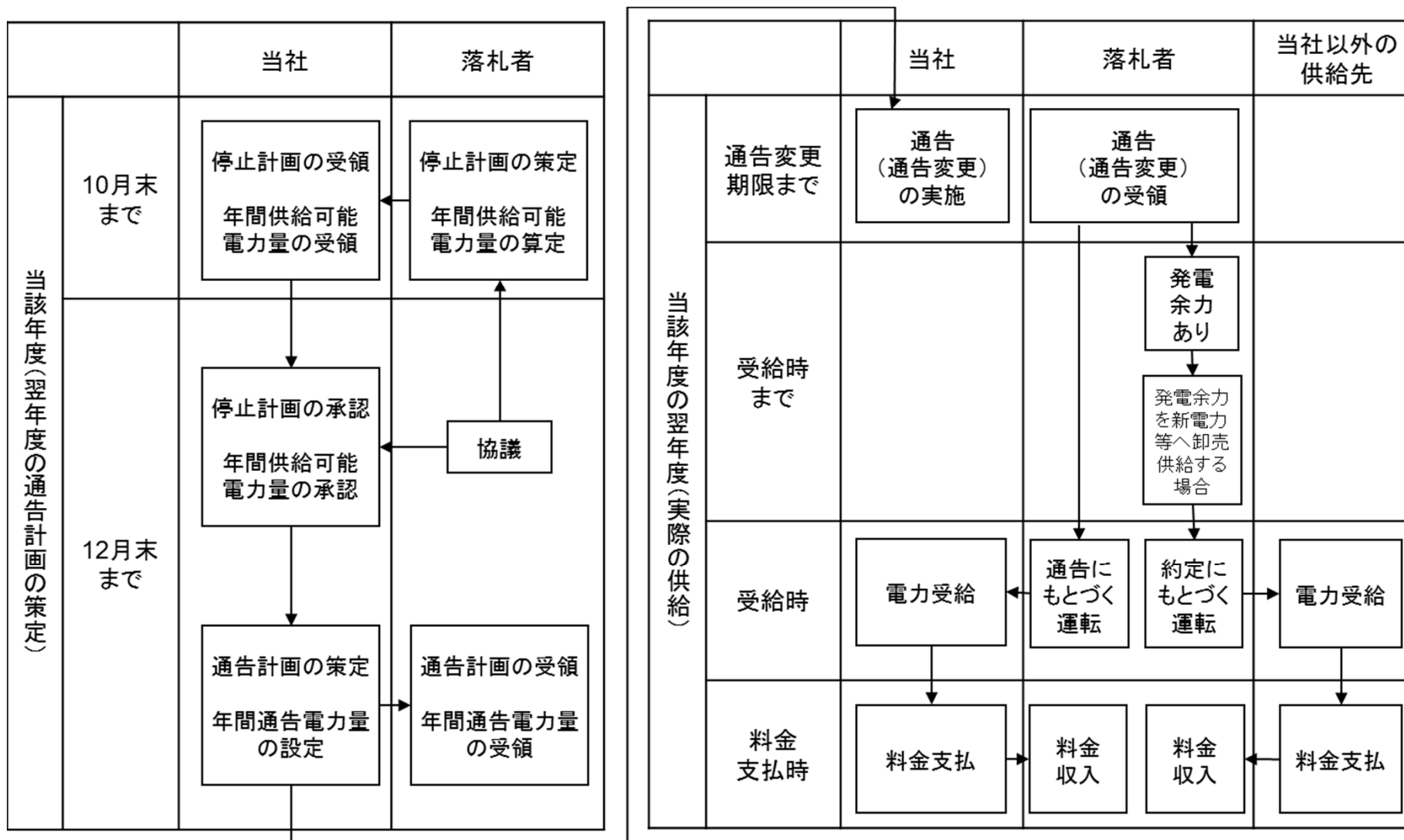
【参考例1】募集電源1の場合



【参考例2】募集電源2の場合



■入札募集要綱(案)および標準契約書(案)における通告運用に関するフローの概要は以下のとおりです。



■ 入札募集要綱(案)および標準契約書(案)における通告超過分および通告未達分に関する規定は以下のとおりです。

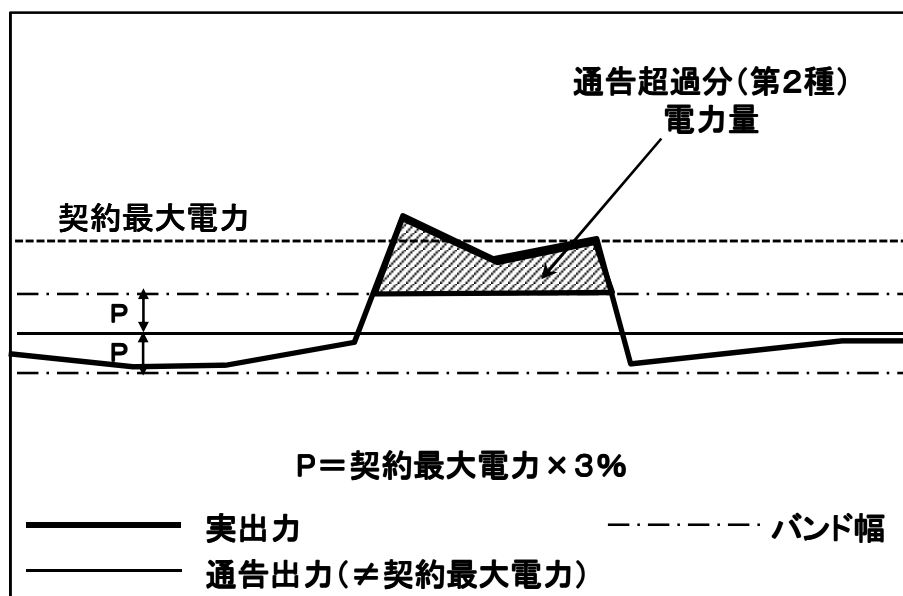
(1) 電力量単価

- ・第1種電力量料金単価(通告分) : 入札価格の可変費単価
- ・第2種電力量料金単価(通告超過分) : 第1種電力量料金単価 $\times 0.5$
ただし、通告を超えた電力量のうち、バンド幅以下の電力量は第1種電力量とします。

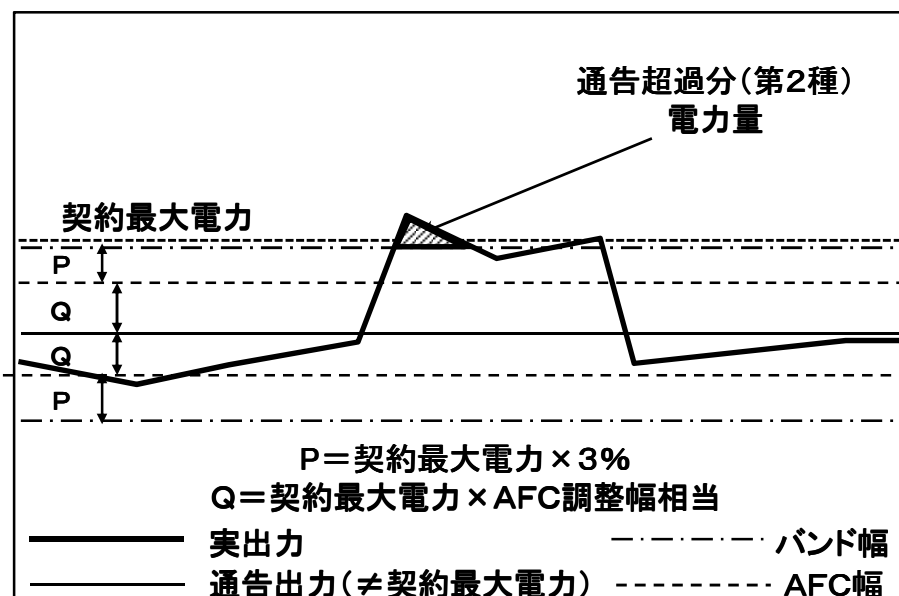
※バンド幅: 30分ごとに、契約最大電力の3%を2で除した値に相当する電力量。

※発電設備がAFC機能を具備している場合で、当社がAFC機能による出力変動を要請している時間帯については、契約最大電力のAFC調整幅相当(AFC調整幅が $\pm 5\%$ の場合は5%)を2で除した値に相当する電力量をバンド幅に加えます。

《AFC機能不使用時》



《AFC機能使用時》



(2) 通告未達分

$$\text{通告未達割戻料金} = \text{通告未達電力量} \times \text{通告未達割戻料金単価}$$

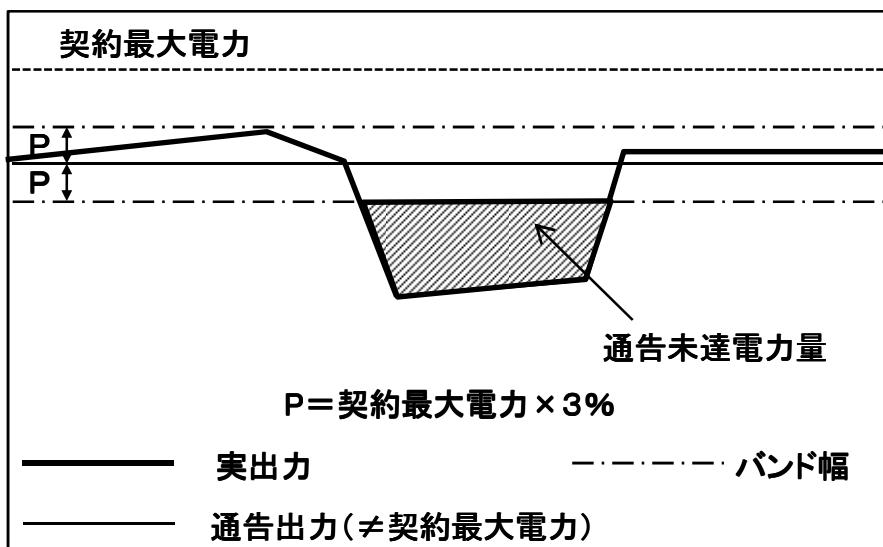
・通告未達電力量: 通告期間中において、発電設備の事故等の場合を除き、30分ごとの通告電力量に対し未達（バンド幅までは許容します）が生じた場合の未達電力量

$$\text{通告未達割戻料金単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金年額}}{\text{当該年度の年間通告電力量}} \times 1.5$$

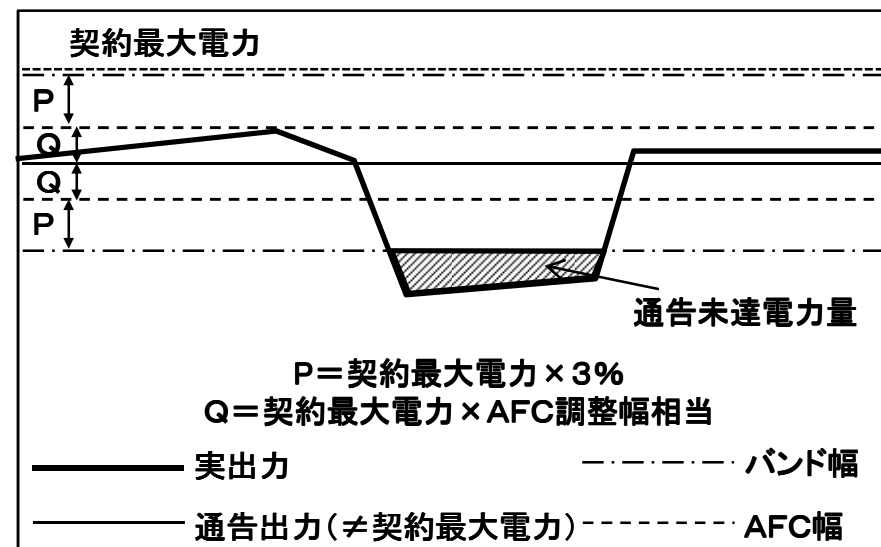
※バンド幅: 30分ごとに、契約最大電力の3%を2で除した値に相当する電力量。

※発電設備がAFC機能を具備している場合で、当社がAFC機能による出力変動を要請している時間帯については、契約最大電力のAFC調整幅相当（AFC調整幅が±5%の場合は5%）を2で除した値に相当する電力量をバンド幅に加えます。

《AFC機能不使用時》



《AFC機能使用時》



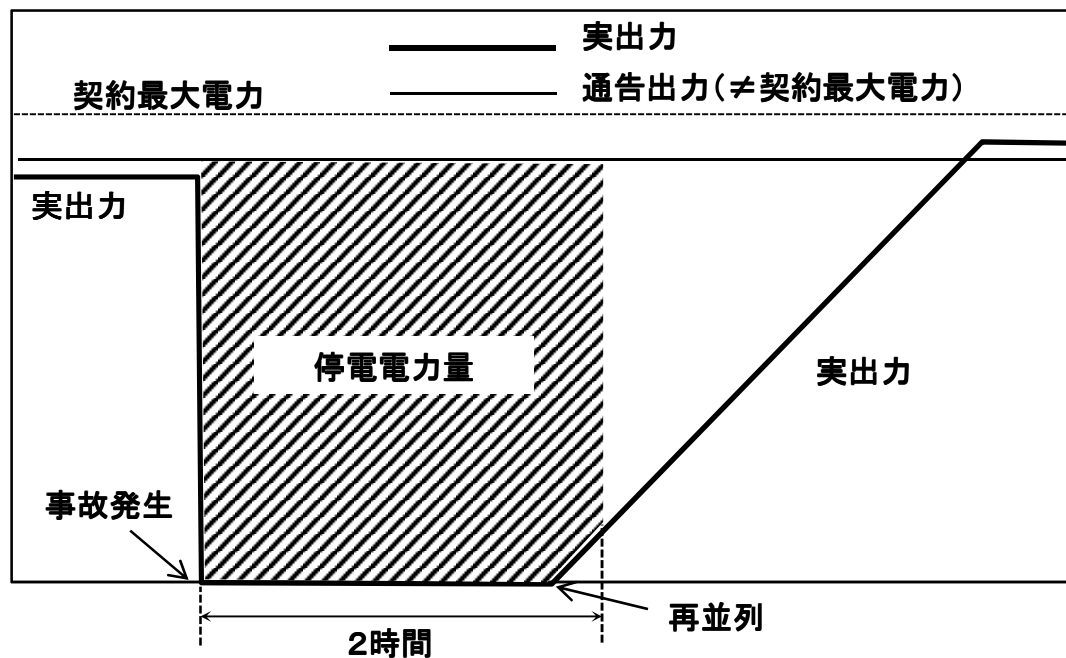
■ 入札募集要綱(案)および標準契約書(案)における事故停止時に関する規定は以下のとおりです。

(1) 停電割戻料金

$$\text{停電割戻料金} = \text{停電電力量} \times \text{停電割戻料金単価}$$

・ 停電電力量： 通告期間中において、発電設備の事故等により、あらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合の、発生から2時間までの間の通告電力量と実績受給電力量の差

$$\text{停電割戻料金単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金年額}}{\text{当該年度の年間通告電力量}} \times 1.5$$



(2) 超過停止割戻料金

$$\text{超過停止割戻料金} = \text{超過停止電力量} \times \text{停止割戻料金単価}$$

・超過停止電力量：年間停止電力量累計※ - 当該年度の年間通告電力量 × 3%

※年間停止電力量累計：通告期間中において、当社との協議の有無にかかわらず送電の全部または一部の停止を行った場合の、停電電力量を除く通告電力量と実績受給電力量の差（停止電力量）の年間累計値

・停止割戻料金単価 = $\frac{\text{当該年度の基本料金年額}}{\text{当該年度の年間通告電力量}}$

